様式第２号（第４条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

障害者控除対象者認定のための意見書

対象者　住　　所　菊川市

氏　　名

生年月日　大正・昭和　　　年　　　月　　　日

　上記の者は、　　　年　月　日頃から臥床し、食事〔　　〕点、歩行〔　　〕点、排便〔　　〕点、入浴〔　　〕点など、日常生活に支障があります。

令和　　　年　　　月　　　日

〔　　　　〕地区　民生委員

〈参　考〉

１　所得税法施行令第10条に定める特別障害者のうち「寝たきり高齢者」とは、満65歳以上で６か月程度以上臥床し、食事排便等日常生活に支障のある者をいう。

２　障害者控除対象者認定のための意見書の食事、歩行、排便、及び入浴の〔　〕内には、それぞれの区分ごとに下記の用語に該当する点数を記入し、評価の点数が８点以上の老人が「障害者控除対象者」と考えられるものであること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用語　区分 | 食事 | 点 | 歩行 | 点 | 排便 | 点 | 入浴 | 点 |
| 自己（自力でできる。） | 平常に自分で食事ができる。 | １ | つえ等を使用すればひとりで歩ける。 | １ | 昼夜ともに便所でできる。 | １ | 平常に自分で入浴できる。 | １ |
| 補助（手助けすれば自分でできる。） | さじ等を使い副食を細かくすれば食事できる。 | ２ | 付き添いが手で支える程度で歩行ができる。 | ２ | 便器を使って自分でできる。 | ２ | 洗うときだけ手を貸せば入浴できる。 | ２ |
| 介助（付き添いを必要とする。） | 付き添いを必要とする。 | ３ | 付き添いが肩を貸せば歩行ができる。 | ３ | 夜間だけオムツを使用する。 | ３ | 全面的に介助を要するが入浴できる。 | ３ |
| 介護（自分でできない。） | 寝たままで特に手がかかる。 | ４ | 歩行は全くできない。 | ４ | 常時オムツの使用を要する。 | ４ | 入浴はできず清拭による。 | ４ |